

高松市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成18年2月28日

高松市監査委員 北原和夫  
同 吉田正己  
同 綾野和男  
同 大橋光政

平成17年度工事監査（随時監査）結果報告等について

1 工事監査（随時監査）の結果に関する報告

(1) 監査の対象（監査対象工事）および工事担当課

	監査対象工事名	予算主管課	工事主管課	契約主管課
1	台風23号池田1号橋災害復旧工事	土木部 道路課	土木部 道路課	土木部 監理課
2	立石港改修・港湾環境整備事業物揚場等建設工事	土木部 河港課	土木部 河港課	土木部 監理課
3	円座2号汚水幹線工事（2工区）	土木部 下水道建設課	土木部 下水道建設課	土木部 監理課

(2) 監査の期間

平成17年12月1日から平成18年2月27日まで

(3) 監査の方法

平成17年度において施工中の建設工事のうち、監査対象工事3件（詳

細は別表のとおり)を抽出して、これらの工事の計画、調査、設計、仕様、積算、契約、施工、管理、監理(監督)、試験、検査等が法令等に基づき、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、技術面からこれらの工事の施工が適切かつ効率的に行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の関係部課等(工事担当課等)からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査および現場調査を行った。

#### (4) 監査の結果

監査の結果、関係書類はおおむね整備されており、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきおおむね適正に執行されているが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

また、既に改善等を指示した軽易な事項については、十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

#### (5) 今回の監査で指摘した事項

円座2号汚水幹線工事(2工区)について

##### (ア) 工事用図面の表記を適正にすべきもの

本工事用の図面を調べると、対象工種の簡易表に本工事には適合しない工種がそのまま記載されているもの、副管の詳細図に記載すべき表示が漏れているもののほか、立坑の鋼管の切断位置が表示されてい

ないものが見られたので、当該図面を修正するなど、適切な処置を講じられたい。

(土木部下水道建設課)

(イ) 産業廃棄物管理票に係る事務処理を適正にすべきもの

本工事に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)を調べたところ、最終処分場の場所のチェック欄の記載が漏れているものや、最終処分終了日の表記が読み取りにくいものが見られたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3等の規定に基づき、同管理票の記載および記載内容の確認を的確に行い、適正に事務処理されたい。

(土木部下水道建設課)

(6) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 台風23号池田1号橋災害復旧工事について

(ア) 施工計画書の記載を適正にすべきもの

a 改善を要する事項

本工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者は、建設業法第26条第1項の規定により、主任技術者であるべきところ、請負者から提出された施工計画書の現場組織表では、監理技術者と記載されていたほか、同計画書の出来型管理では、出来型管理基準値を記載すべき項目に、自主目標値が記載されていたので、施工計画書の作成に当たっては、同規定等に基づき適正に記載するよう請負者に対して指導するとともに、市においても提出書類の確認を的確に行われたい。

b 措置された内容

指摘を受け、直ちに請負者に対して、施工計画書の該当する記載事項の訂正を指示し、完了した。

(土木部道路課)

(イ) 工事現場の管理を適正にすべきもの

a 改善を要する事項

土木工事共通仕様書1-1-33では、工事の一部の完成に際し

ては、残骸等を片付け、清掃を行うことを規定するとともに、同仕様書 5 - 3 - 7 の 2 では、コンクリート打設前には、異物の混入を防ぐため、型枠内を清掃するように規定しているが、鉄筋および型枠の組立てが完了した、橋台パラペット（胸壁）部の型枠内部を調べると、発泡スチロールの破片等が見られたので、適宜清掃を行うことにより、現場管理を適正に行われたい。

b 措置された内容

橋台パラペット部の型枠内に残っていた発泡スチロールの破片等については、指摘を受け、直ちに請負者に対して清掃を指示し、完全に取り除かれ、異物が混入していないことを確認の上、平成 17 年 12 月 22 日にコンクリートの打設を行った。

（土木部道路課）

(ウ) 供用開始後の安全対策を検討すべきもの

a 改善を要する事項

本工事に係る池田 1 号橋は人道橋として設計されており、自動車荷重は見込んでいないものの、幅員が 1.5 m であることから、軽自動車等が通行する可能性があると考えられるが、本工事には、このことについての対応が計画されていないので、本橋の供用開始後の安全対策を検討されたい。

b 措置された内容

平成 18 年 2 月 14 日に地元協議を行った結果、自動車等が通行しないよう通行制限（重量制限）の表示看板を設置することとした。

（土木部道路課）

イ 立石港改修・港湾環境整備事業物揚場等建設工事について

(ア) 現場代理人・技術者等選任通知書の記載を適正にすべきもの

a 改善を要する事項

工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者を定め、必要な事項を通知するとして高松市工事請負契約約款第 10 条第 1 項の規定により、請負者から提出された現場代理人・技術者等選任通知書の中で、主任技術者と監理技術者の区分欄に記載

がされていなかったもので、同規定に基づき、記載漏れのないよう請負者に対して指導するとともに、市においても提出書類の確認を適正に行われたい。

b 措置された内容

現場代理人・技術者等選任通知書については、平成17年12月26日付けで、請負者に対して記載漏れのないよう指導を行うとともに、同通知書の主任技術者と監理技術者の区分欄の記入を指示し、完了した。

(土木部河港課)

(イ) 工事記録写真を適正に管理すべきもの

a 改善を要する事項

作業員を対象とする安全教育の実施状況について調べると、毎月講習会等を実施しているとのことであるが、当該記録写真を確認することができなかつたので、特記仕様書第11項の規定に基づき、工事記録写真等の資料については、工事施工途中においても常に整理し、適正に管理されたい。

b 措置された内容

安全教育および安全訓練等の実施状況については、請負者からの通知により確認を行っているが、記録写真については、平成18年1月13日付けで、請負者に対して工事施工途中においても常に整理を行うよう指示し、完了した。

(土木部河港課)

(ウ) 施工方法の見直しを検討すべきもの

a 改善を要する事項

本工事に係る舗装用コンクリートの打設計画は、海上施工により行うこととされているが、工事現場の整備状況を踏まえた中で、工程管理および経済性の観点から、当該施工方法を見直し、陸上施工に変更することについて検討されたい。

b 措置された内容

舗装用コンクリートの打設計画については、発注時点での現場状

況を勘案し海上施工としていたが、建設発生土の受入等により埋立整備も進捗したことから、陸上施工が可能な状況となったため、経済性・工程管理等を考慮し検討した結果、平成18年2月9日付けで陸上施工に変更を行った。

(土木部河港課)

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

円座2号汚水幹線工事(2工区)について

### ア 薬液注入工法の施工範囲の表示について

本工事の発進および到達立坑の周辺において施工される薬液注入工法の施工状況について調べると、実際の工事では、適正な施工範囲で施工されていたものの、当該図面では、円形立坑である本工事における薬液注入の適正な施工範囲とは異なる範囲が表示されていたので、適正な表示に留意し、工事の適正な施工の確保に努められたい。

(土木部下水道建設課)

### イ より高水準の施工について

本工事で採用している推進工法の据付精度を示す計測値である出来形実測値を調べると、仕様書で定められた検査基準値の範囲内であったが、同基準値とは別に、さらに高い精度の管理目標値を設定することを請負者と協議するなど、より高い水準の施工の促進に努められたい。

(土木部下水道建設課)

## 別表

	予算主管課 工事主管課	工事名・[請負業者]・(業種)	契約金額(円)	契約期間 (工期)	施工 監理
1	土 木 部 道 路 課	台風 2 3 号池田 1 号橋災害復旧 工事 〔青葉工業株式会社〕 (土木一式工事)	19,845,000	H17.6.15 〕 H18.3.29	直営
2	土 木 部 河 港 課	立石港改修・港湾環境整備事業 物揚場等建設工事 〔株式会社大下組〕 (土木一式工事)	65,093,700	H17.7.29 〕 H18.3.24	直営
3	土 木 部 下水道建設課	円座 2 号汚水幹線工事(2工 区) 〔株式会社奥村組四国支店〕 (土木一式工事)	310,800,000	H17.6.28 〕 H18.3.28	直営
合 計 ( 1 + 2 + 3 )			395,738,700		

注 立石港改修・港湾環境整備事業物揚場等建設工事請負契約については、平成18年2月9日付けで、契約金額を65,093,700円、契約期間の満了日を同年3月24日に変更する契約を締結している。